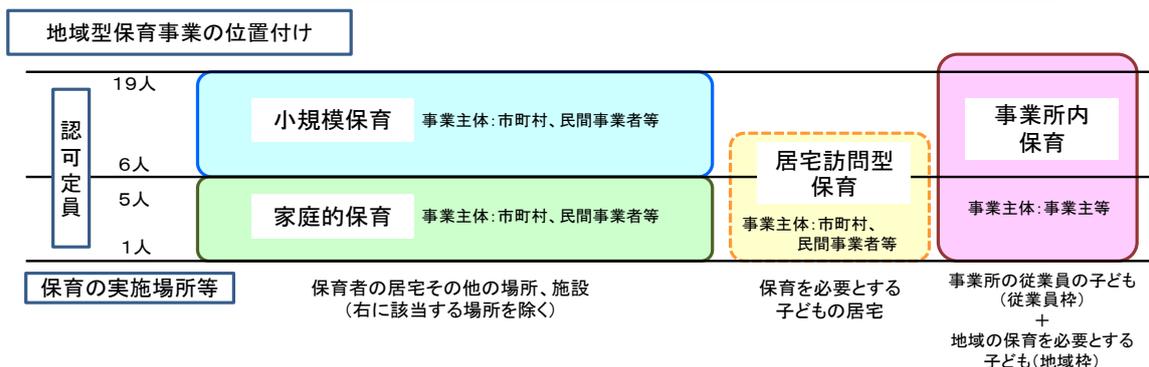


地域型保育事業について

I. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇ 小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇ 家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供)



II. 地域型保育事業の検討に当たって

1. 地域型保育事業のコンセプト

- ➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。
 - 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
 - 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
 - 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

2. 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・ 家庭的な雰囲気、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・ 小規模な家庭的保育に近い雰囲気、きめ細かな保育を実施	・ 企業が主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・ 住み慣れた居宅で1対1を基本とし、きめ細かな保育を実施
規模	・ 少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※補助者がいる場合は子ども5人まで	・ 6~19人まで	・ 様々(数人~数十人程度)	・ 1対1が基本